

租税特別措置法第41条の19の2第1項第2号の当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額として政令で定める金額

令和2年1月1日～令和3年12月31日まで

耐震改修部分	面積区分	標準単価(円)	改修面積及び箇所数	標準金額
木造住宅の基礎に係る耐震改修	当該家屋の建築面積(m <sup>2</sup> )	15,400		
木造住宅の壁に係る耐震改修	当該家屋の床面積(m <sup>2</sup> )	22,500		
木造住宅の屋根に係る耐震改修	当該耐震改修の施工面積(m <sup>2</sup> )	19,300		
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	当該家屋の床面積(m <sup>2</sup> )	33,000		
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	当該家屋の床面積(m <sup>2</sup> )	75,500		
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	当該耐震改修の箇所数	2,671,100		
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	当該家屋の床面積(m <sup>2</sup> )	259,100		
合計				